

## 平成26年度事業報告書

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの事業の実施状況等は次のとおりである。

### I 事業の概要

#### 1 更新講習実施条件整備事業（公益目的事業1）

##### （1）講師養成等

登録更新講習実施機関において更新講習等を担当する講習管理者、身体検査員及び講師について、その養成及び再研修を実施した。

本事業年度においては、平成26年度の研修計画に基づいて以下のとおり実施した。

##### （イ）初任研修

講習管理者、講師及び身体検査員となるための初任研修を東京都（平成26年6月）及び広島市（平成26年11月）において実施し、研修修了者に対して次のとおり研修受講証明書を交付した。

| 研修の種類 |    | 講習機関     | 研修修了者数   |    |
|-------|----|----------|----------|----|
| 講習管理者 |    | 38       | 72       |    |
| 身体検査員 |    | 36       | 79       |    |
| 講師    | 小型 | 36       | 70       |    |
|       | 大型 | 航海       | 6        | 12 |
|       |    | 機関       | 5        | 8  |
|       |    | 上級航海     | 5        | 10 |
| 上級機関  | 3  | 6        |          |    |
| 合計    |    | 124（115） | 257（281） |    |

\*合計の講習機関数及び研修修了者数は延数である。

\*合計の（ ）内の数字は平成25年度の数字である。

（以下、（ロ）・（ハ）において同じ。）

##### （ロ）再研修

初任研修修了後3年目に行う研修（再研修という。）について、平成23年度に初任研修を修了した講師に対する再研修を、東京都（平成26年5月）及び尾道市（平成26年10月）において実施し、研修修了者に対して次のとおり研修受講証明書を交付し

た。

| 研修の種類 |    | 講習機関    | 研修修了者数  |   |
|-------|----|---------|---------|---|
| 講師    | 小型 | 21      | 41      |   |
|       | 大型 | 航海      | 5       | 7 |
|       |    | 機関      | 2       | 2 |
|       |    | 上級航海    | 4       | 5 |
|       |    | 上級機関    | 1       | 1 |
| 合計    |    | 33 (38) | 56 (88) |   |

(ハ) 再々研修

初任研修修了後2回目以降となる再研修（再々研修という。）を東京都（平成26年4月及び平成27年1月）及び下関市（平成26年9月及び平成27年2月）において実施し、研修修了者に対して次のとおり研修受講証明書を交付した。

| 研修の種類 |    | 講習機関    | 研修修了者数    |    |
|-------|----|---------|-----------|----|
| 講師    | 小型 | 39      | 146       |    |
|       | 大型 | 航海      | 9         | 42 |
|       |    | 機関      | 10        | 15 |
|       |    | 上級航海    | 8         | 24 |
|       |    | 上級機関    | 9         | 13 |
| 合計    |    | 75 (56) | 240 (230) |    |

(ニ) 連絡調整

講師研修に関し意見交換等を行うため、講師研修を担当する講師との連絡会議を平成27年3月に東京都で開催した。

(2) 教材の提供

教本及び視聴覚教材を整備し、登録更新講習実施機関に提供している。

本事業年度においては、平成26年度の教材整備計画に基づいて次のとおり実施した。

(イ) 教本「海技と知識」（大型用）について、教材検討委員会における審議を経て成案を得たので、改訂版を作成した。

なお、この教材は、平成27年8月から供用を開始することと

している。

(ロ) 視聴覚教材について、教材検討委員会における審議を経て、大型用として「航海計器」及び「過給機の構造及び点検・整備」の2本、また、小型用として「小型船舶操縦者の遵守事項」を作成した。なお、これらの教材は、平成27年4月1日から供用を開始することとしている。

(3) 講師研修受講者の意識調査

講師研修の改善・充実を図るため、講師研修を受講する者に対し、講師研修の内容及び方法等に関する意識調査を行った。

(4) 連絡調整

登録更新講習実施機関に対し法令改正や事故防止等の資料・情報を提供するとともに更新講習に関する意見交換等を行うため、登録更新講習実施機関との連絡調整会議を平成26年11月に東京都で開催した。

2 周知・情報提供事業（公益目的事業2）

海技資格更新及び小型船に係わる海技資格制度の普及のための周知及び情報提供を行うとともに広く海上交通安全思想の普及を図るため次のとおり実施した。

(1) 周知広報活動

(イ) 小型船舶操縦免許証及び海技免状の更新制度並びに小型船に係る海技資格制度の普及についての周知を図るため、ポスター及びパンフレットを活用し、周知広報活動を行った。

(ロ) 「海フェスタ京都」、「ボートショー」及び「フィッシングショー」において、26年度ミス日本「海の日」の協力を得て周知広報活動に努めた。

(ハ) 若年者の小型船操縦資格への参入が促進されるよう、大学生等を対象としたポスター及びリーフレットを作成し、大学構内への掲示等を行った。

(2) 情報提供

(イ) 電話、電子メール及びボートショー等を通じて海技資格更新及び小型船に係わる海技資格制度の普及についての様々な照会や相談に関して情報提供を行った。

(ロ) 更新講習受講者及び小型船に係る海技資格制度の普及に係る情報提供等のサービスを向上させるため、ホームページの充実を図った。

### 3 調査研究事業（公益目的事業3）

平成25年8月にとりまとめられた「小型船操縦資格普及に向けた若年者の意識等に関する調査報告書」を受けて、首都圏の大学生等を対象にアンケート調査を行い、平成26年8月に「若年者の小型船操縦資格への参入を促進するための事業報告書」がとりまとめられた。